

大阪・関西万博 関西広域連合 WEB パビリオンプレサイト 構築・運用業務に係る企画提案公募要領

1 業務名

大阪・関西万博 関西広域連合 WEB パビリオンプレサイト構築・運用業務

(1) 業務の趣旨・目的

関西広域連合は、2025 年に開催される大阪・関西万博において、万博会場内へのパビリオン（以下「関西パビリオン」という。）出展を行うこととしている。関西パビリオンは、『いのち輝く関西悠久の歴史と現在』を出展参加テーマとし、関西各地の魅力を国内外に発信し、万博と各地をつなぐゲートウェイとなることを目指している。

関西広域連合では、リアルに関西を体感していただく関西パビリオンと併せ、会場外からも関西の魅力を感じられる WEB 上でのパビリオン（以下「WEB パビリオン」という。）の展開を目指している。

本格的な WEB パビリオンの構築に先立ち、関西パビリオンに関する情報発信、関西各府県における大阪・関西万博に向けた取組、万博全体の機運醸成等を図るため、プレサイトを構築する。

本プレサイトにより、開催まで 1000 日を切った万博に向けて機運を醸成するとともに、関西各地の情報を発信することにより各地での取組を促進し、万博会場への来訪を促すとともに、関西各地への周遊や万博を契機とした未来社会の実現の一助とする。

(2) 業務概要

大阪・関西万博 関西広域連合 WEB パビリオンプレサイト構築・運用業務仕様書
（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 10 日まで

(4) 予算額

9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※予算額を超える見積額で提案した者は失格とする。

2 スケジュール

本スケジュールは公募要領公表時点の予定であり、今後必要に応じ変更することがある。

令和 4 年 9 月 1 日（木）	公募開始
令和 4 年 9 月 8 日（木）	質問受付締切
令和 4 年 9 月 13 日（火）	質問回答
令和 4 年 9 月 22 日（木）	提案書類提出締切
令和 4 年 9 月下旬	選定委員会
令和 4 年 9 月下旬	契約締結・業務開始
令和 5 年 3 月 10 日（金）	業務終了

3 公募参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加するものにあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解の上、支障なく本業務を遂行できること。
- (2) 次のア～シまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、構成府県市（※1）及び連携団体（※2）から入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）。又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ケ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - コ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員又はこれらの者から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - サ プロポーザルに参加する個人から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - シ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
- (4) 構成府県市及び連携団体から入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 構成府県市及び連携団体の地方税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 本業務と同種又は類似の業務に関する実績を有すること。
- (7) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (8) 突発的なトラブルに迅速に対応できる体制を有していること。

※1 関西広域連合構成府県市

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

※2 関西広域連合連携団体

福井県、三重県

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は以下のとおりとする。

(1) 応募書類の受付

ア 受付期間

公募開始日から令和4年9月22日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで)

イ 受付窓口

関西広域連合本部事務局連携推進課

〒530-0005 大阪市北区中之島5丁目3番51号 大阪府立国際会議場11階

電話：06-4803-5612(直通)

FAX：06-6445-8540

e-mail：webmaster@kouiki-kansai.jp

ウ 提出方法

持参または郵送によること。郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、上記受付窓口へ提出期限までに届いていること。また、持参の場合は事前に受付窓口に連絡すること。

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募書類

以下のア～タ(正本)は各1部・エ～タ(副本)は各7部を提出すること。(シ～ソは共同企業体で応募の場合のみ提出すること。また、共同企業体で応募の場合、ケ～サ・タについては全構成員分提出すること。) ※副本7部については、提案者が判別できる記載部分は一切削除すること。

ア 関西広域連合 WEB パビリオンプレサイト構築・運用業務参加申込書【様式1】

イ 誓約書【様式2】

ウ 団体等の概要がわかる資料(会社概要、パンフレット等)

エ 企画提案書【様式3】

オ 業務スケジュール(自由様式)

業務を実施するにあたっての具体的なスケジュールを記述すること。

カ 配置予定責任者の経歴・業務実施体制【様式4】

配置予定である責任者の所属・役職・氏名・業務経歴、業務を実施するにあたっての体制等を記述すること。

キ 同種・類似業務に関する過去の実績【様式5】

平成29年4月1日から令和4年7月31日までの間に履行した実績を記述すること。

ク 見積書【自由様式】

提案内容に基づき、委託業務を受注した場合の見積額合計、内訳を記述すること。

ケ 納税証明書

「3 公募参加資格」の(5)に係る、各種税を滞納していないことを証明するもの
(下記税目で、発行から3か月以内のもの)

国税：法人税 消費税及び地方消費税
府県税：法人府県民税 法人事業税（未納のない証明でも可）
市税：法人市民税 法人事業所税

※共同企業体の場合は、構成員全ての納税証明書が必要

コ 定款の写し

サ ①法人登記簿謄本

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

シ 共同企業体届出書【様式6】

ス 共同企業体協定書（写し）【様式7】

セ 委任状【様式8】

ソ 使用印鑑届【様式9】

タ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備・不足

応募書類に不備・不足があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出すること。併せて電子媒体（CD-R等）でも提出すること。
- ウ 正本ファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
- エ 書類提出後の差し替えは認めない（関西広域連合が補正等を求める場合を除く）。

5 説明会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から説明会は開催しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和4年9月8日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：webmaster@kouiki-kansai.jp）で受付

- ・「質問票【様式10】」を添付すること。
- ・件名に「【質問票提出】関西広域連合 WEB パビリオンプレサイト構築・運用業務（企業名）」と明記すること。
- ・電子メール送信後必ず電話で到着確認をすること（電話番号：06-4803-5612）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで）
- ・口頭、電話による質問は受け付けない。
- ・質問への回答は関西広域連合ホームページ
(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

7 審査の方法

関西広域連合に設置する選定委員会において、提出された提案書を基にその内容を総合的に審査する。

(1) 選定委員会

最優秀提案事業者の選定に係る審査のため、選定委員会を設置する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

提出された提案書類に基づき、以下の（3）に示す審査基準により各委員がその内容を採点する。

なお、プレゼンテーション審査を実施する場合は、応募者に対し別途通知する。

(3) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
技術点	[1]ポータルサイト・広域周遊促進機能 (別紙「仕様書」6(1)参照)	構成府県市の万博に向けた取組や観光情報の紹介・周知・広報、関西一円の広域周遊を促進する機能が提案されているか。	<u>15点</u>
	[2]メインコンテンツによる魅力発信機能 (別紙「仕様書」6(2)参照)	関西パビリオンを始め、関西の観光・文化、産業技術、生活環境等、関西の魅力を発信するメインコンテンツの構築について、国内外から耳目を集め、PR効果を高めるような工夫がなされているか。	<u>50点</u>

	[3]大会情報発信機能 (別紙「仕様書」6(3)参照)	万博関連イベントや万博開催に向けた取組状況の情報発信等により効果的に機運醸成を図れる提案がなされているか。	15点
	[4]保守管理運用 (別紙「仕様書」6(4)参照)	サーバ保守、ドメイン管理、セキュリティ構築、バックアップ、アクセス解析、コンテンツ更新、情報管理等、適切な管理運用に必要な体制・措置が講じられているか。	10点
	価格点	価格点の算定式 満点(10点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格) ※小数点第1位を四捨五入する	10点
合計			100点

- (4) (3)により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案事業者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。
- なお、最優秀提案事業者の評価点が審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。
- (5) (4)により選定された者と関西広域連合は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、関西広域連合は提案に対し修正を求めることができることとし、選定者はこの求めに対して協議に応じなければならない。なお、協議が不調の場合は、(4)により順位づけられた上位の者から順に、契約候補者として契約締結に向けた交渉を行う。
- (6) 企画提案の採否(審査結果)は、提案者全員に文書にて通知するとともに、関西広域連合ホームページ(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/index.html>)において公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- (7) 審査対象からの除外(失格事由)
- 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
- ア 「1(4) 予算額」に記載する額を超える見積額で提案した者。
 - イ 提出書類に虚偽の記述をすること。
 - ウ 提出期限内に所定の書類を提出しないこと。
 - エ 「3 公募参加資格」を満たしていないこと。
 - オ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - カ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - キ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と関西広域連合との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案について、採択後に関西広域連合と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。ただし、契約相手方が希望する場合には、概算払いを認める。詳細は別途協議する。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 構成府県市から入札参加停止の措置を受けている者
 - イ 構成府県市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (5) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - イ 過去2年間において、国又は地方公共団体等に関係する業務で、本業務と同程度の契約履行実績が3件以上あり、かつ不履行がないとき。
- (6) 契約相手方は、関西広域連合の承認を受けないで、再委託をしてはならない。関西広域連合は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

9 その他

応募提案にあたっては、公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。